

する場合は、農地法施行規則第四條第一項第一号の規定による申請者は、当該土地区画整理事業の施行者とする。
(2) 申請書に記載すべき土地の表示は従前の土地

権利移動する場合には当事者が農地法施行規則で定めた手続きにより、農業委員会を経由して都道府県知事に届出書を提出することになつています。

民間企業（地方鉄道業）が住宅地供給事業を土地区画整理事業と併せて行なう場合、相当面積の土地買収を行ない、一定地域の所有者と土地区画整理手法により宅地造成をすることが多いが、この場合、農業委員会が当該知事あての転用届出書の受付に際し、農地法、同附属法令所定の事項を完全に充足している転用届出書の提出があるのかかわらず、土地区画整理法第九八条の規定による仮換地の指定がないと、転用届出書が受理されない傾向があります。

ついては、上記の事情につき、下記事項に関し、農地法上の御見解をお伺いいたします。

問一 農地法およびその附属法令の定める必要記載事項ならびにその添附書類が完備している転用届出書が受理されないことについての御見解をお伺いいたします。

問二 仮りに行政上の運用措置として法定要件の拡大が届出書の受理者（農業委員会、知事）のご判断により認められるとしても御承知のとおり土地区画整理事業は、その完成まで数年以上の年月を要し、現実には仮換地の指定をうけるのは当該農地に係る宅地造成工事の進捗率が、七〇%ないし八〇%の時点とされるのが普通であります。然るに、農地法施行規則第六條の二第二項の定めるところによれば、転用届書の農業委員会經由知事あて提出の時点は、当該宅造行為の着手前五〇日前ま

でとされておるので、若し右のとおり仮換地指定の時点まで待てば前記の規定に反する結果となりますが、この点についての御見解をお伺いいたします。

問三 若しかりに問一、二に関する貴職の御見解が、土地区画整理事業施行地区内の農地の転用届出に当り、仮換地の指定は関係なしとするならば今後農地の転用届出に際しては、下記の添附書類を附して農業委員会に届出書を提出することでもよろしいでしょうか。

記

土地区画整理法第一八条の規定による事業計画図書ならびに土地の所有者および借地権者の同意書（農地または採草放牧地について賃貸借のある場合は農地法第二〇条の許可書）を添附すること。または、土地区画整理法第一四條第一項の規定にもとづく土地区画整理組合の設立認可書を添附すること。

別紙二
四七一一一

昭和四七年一〇月三日

農林省農地局管理部農地課長
財団法人日本民営鉄道協会理事長殿

土地区画整理施行地区内の権利の移動
について（回答）

昭和四七年七月三十一日付け民鉄協企第五八号をもつて照会のあつたこのことについては、下記のとおり回答する。

なお、都道府県農地主務課および農業委員会に対しては、地方農政局農地課を通じて指導することとしたので念のため申し添える。

○土地区画整理施行地区内の権利の移動について

（昭和四七・一〇・三）
（四七一一一）

農林省農地局管理部農地課長通知

財団法人日本民営鉄道協会理事長から、別紙一の照会があり、これに対して別紙二のとおり回答したので、貴管下都府県農地主務課および農業委員会に対してこの旨周知されたい。

別紙一
民鉄協企第五八号

昭和四七年七月三十一日

社団法人日本民営鉄道協会理事長

農林省農地局管理部農地課長殿

土地区画整理施行地区内の権利の移動
について

平素は種々ご指導ご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、ご多忙中誠に恐縮ですが、標記に
関し別紙質疑各項につきご回答賜わりたく、この
段お願い申し上げます。

土地区画整理施行地区内の農地の権利
移動について

土地区画整理法第一四條第一項の規定にもとづき、土地区画整理組合の設立認可を受けた当該施行地区内の農地で、都市計画法第七條第一項の市街化区域と定められた農地について、転用のため

記

1 民間企業から、都市計画法による市街化区域内の農地であつて、土地区画整理法第一四条第一項の規定による設立認可のあつた土地区画整理組合の施行に係る事業施行地区内の農地（同法第九八条第一項の規定により仮換地若しくは仮換地について仮に権利の目的となるべき土地若しくはその部分を指定した場合または同法第一〇〇条第一項の規定により土地若しくはその部分について使用若しくは収益することを停止させた場合、それらの処分により使用しまたは収益することができなくなつた農地を除く。）について、土地区画整理事業の施行として行なう宅地造成事業の用に供するため農地法第五条第一項第三号の規定による届出があつた場合、その届出書に同法施行規則第六条の二に規定する事項等が記載され、かつ、必要な添附書類が具備されており、所定の要件を備えているものであると認められる場合には、適法な届出として受理されるものである。

2 この場合における同条第二項の届出の時期が、土地区画整理法第九八条の規定による仮換地の指定があつた後でなければならぬ理由はないから、当該届出に係る経由庁および処分庁が届出に係る農地について前記仮換地の指定があつた後でなければ、その届出書の受けおよび適法な届出の受理ができないものであるとする。

4 通商産業大臣は、法第五条の規定による助言をしようとする場合において、当該団地内に相当面積の集団した農地若しくは林地が存在する

3 民間企業がかかる農地について、前記のような土地区画整理事業の施行として行なう宅地造成事業の用に供するため農地法第五条第一項第三号の届出をする場合に当該届出書に添付すべき都市計画法第二九条の許可を受けたことを証する書面の取扱については、次の(ア)から(ウ)までに掲げる書面等を添付することとし、同法施行規則第六条の二第三項に規定する「都市計画法第二九条の許可を受けたことを証する書面」の添付を要しない。

- (ア) 土地区画整理組合の設立認可書面の写し
- (イ) 届出に係る農地等が、(ア)の設立認可のあつた土地区画整理組合の施行に係る事業地区内にあることを明らかにした図面
- (ウ) 届出に係る農地等が、(ア)の設立認可のあつた土地区画整理組合によつて、土地区画整理事業の施行として宅地の造成が行なわれるものである旨を明らかにした都道府県知事の証明書

2 当該団地隣接地域の土地利用状況及び土地改良事業の概況

3 水利との関係

- ① 取水排水見込地点の近傍における水利権の存否、水利権の内容
- ② 取水見込地点が河川である場合においてそ

(ii) 鉱業・工業・中小企業

(工場立地)

○工場立地の調査等に関する法律の運営に関する覚書

昭和三四・二・六
三四企一一三一
三四農地二九五

農林事務次官、通商産業事務次官通知

通商産業省及び農林省は、工場立地の調査等に関する法律の施行に関し、次のように了解する。

記

1 工場立地の調査等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の「その他、調査に関する重要事項」には同条第二項の調査対象団地の選定方法及び調査事項を含むものとする。

2 法第二条第二項の資料には、当該団地が工場又は事業場の用に供されることとなつた場合における当該団地、その周辺の地域及び当該団地の関連水域の農林水産業に及ぼす影響を考慮する場合に必要な資料として、別紙に定めるものとする。

林計画の有無

その他

特に必要があるものとして両省が協議して定めた事項